令和２年９月　日

橿原市長　亀田　忠彦　殿

西池尻町自治会　総代　安田善次郎

鳥屋町自治会　　総代　森川　匡道

髙取川左岸道路舗装工事　要望について

初秋の候　時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また亀田市長におかれましては、橿原市において格別のご配慮を感謝申し上げます。

さて、右岸道路におきましては、県道・見瀬五井線及び市道となり、車両等の通行量も非常に多く、舗装を含め定期的に道路管理をしていただいていることに感謝申し上げます。

対して左岸道路については、北側（下流）の一部が舗装させているのみにとどまり、南側(上流)においては約３００ｍ(別添地図※部分)が未舗装となっております。

髙取川には、下鳥屋橋、上軽古橋、軽古橋、西池尻下橋と、４つ架橋されており、両岸道路の往来も多く、左岸道路は、西池尻町・鳥屋両町の住民の県道・市道への重要なアクセス道路として頻繁に利用されております。また近鉄橿原神宮西口駅を降車する県立橿原高等学校生徒の通学路として、西池尻下橋を渡り、下鳥屋橋を右折する左岸を利用する道路となっております。

当該部分については長らく未舗装のままとなっているため、赤土部分がえぐれ、車両の通行や歩行時において危険が生じております。また雨天時には水たまりが生じ、先述の危険が増すばかりか、さらにくぼみが深くなるという悪循環が生じています。

今後、自治会としても髙取川の管理の一助となり、憩いの川とする活動のためにも、未舗装部分の重要性はますます高くなると考えておりますので、可及的速やかな対応を要望します。

上記の件を、奈良県河川管理用通路のため、中和土木事務所に要望いたしましたが、県内の管理用通路の舗装要望は非常に多く、全ての箇所において舗装できないと回答しているとのことでした。

財政厳しい折と承知しておりますが、亀田市長におかれましては、お力添えいただきたく存じます。よろしくご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。

なお、隣接耕作者からは自治会に対し既に内諾をいただいております。